

審査の結果の要旨

氏名 大森 文彦

本論文は、1920年代から1960年代の日本国内の地方港湾都市を対象として、地方都市が近代港湾という大規模な交通・物流インフラを初めて受容した過程と当該都市の都市計画における近代港湾の位置付け・対応を明らかにすることを目的としている。

本論文は7つの章から構成される。

第1章では、本論文の目的と方法が論じられている。日本国内の地方都市が抱える港湾一帯・臨海部の土地利用の遊休化という課題に関して、臨海部特有の規制・行政権限の輻輳・多数の利害関係者といった複層的な課題が背景にあると指摘し、そのような課題に至った経緯を、都市計画史として包括的に明らかにすること、具体的には、地方都市の港湾、特に都市に近接した内港部が築かれた戦前の内務省直轄工事と、同時期に施行された都市計画が互いにどのような関連性をもって進められたか、戦後の復興都市計画の中で戦前の都市計画が、主として港湾との関連性においてどのような連続性を持っていたかに着目した上で、港湾・都市計画行政の変遷、実際の都市における計画と事業の展開を明らかにすることが研究目的として設定された。また、内務省直轄港湾工事・戦前都市計画・戦後の戦災復興都市計画がいずれも実施された都市として、敦賀・塩釜・清水・高松・宮古・高知・広島・宇部・大分・今治・福岡・青森・鹿児島・和歌山が研究の主対象として選出された。

第2章では、港湾の近代化と港湾行政の進展が明らかにされている。戦前の港湾行政は内務省土木局が中心となり内務大臣諮問機関である港湾調査会が港湾修築の主導権を握った一方で、港湾行政を包括する港湾法は、様々な運動にもかかわらず、未制定の状態が続いた。この間も国内地方港湾の修築が進み、純粋な商港建設から、次第に臨海部の工業化を念頭に置いた港湾整備が主流となっていった。これは戦時体制下の工場地方分散とも符合するものであった。

第 3 章では、都市計画行政の進展と港湾の位置付けが明らかにされている。旧都市計画法では、第 16 条の都市計画施設の一つとして港湾が規定された。「都市計画決定標準」(1927 年)の中では、港湾に面した一帯は工業地域に指定することが示され、その後臨海部の工業化に伴い工業専用地区制度も設けられた。さらに港湾関係者からは、都市計画の中に港湾独自の「臨港地域」制定の必要性が唱えられた。一方都市計画も戦時体制下、国防のために工業を地方に分散する必要性から、新興工業都市計画が進められ、地方都市の臨海部でこれに指定された都市も見られた。

第 4 章では、港湾都市における内務省直轄工事と都市計画との関係が明らかにされている。研究対象とした 14 都市では、中心部から直轄工事港湾に直結する広幅員都市計画街路が計画され、港湾一帯は主として工業地域が指定されていた。また、都市計画決定後に港湾修築が開始された都市では、港湾工事に合わせて都市計画を変更・追加する措置を取っていた。さらに一部の都市では、港湾工事と併せて、港湾の後背地で工業用地や工員用住宅造成を企図した土地区画整理が計画された。

第 5 章では、清水港を事例として、都市計画事業の展開と港湾空間形成の詳細が跡付けられている。同市では 1920～1930 年代において内務省直轄工事、県・民間による工業用地埋立、臨海部の工業地域指定、港湾と直結した都市計画街路事業などが並行して進められ、1940 年代の安部川工業用水設置と併せて、1940 年代に臨海部に複数の重工業が立地するに至った。これは、それまで物流空間であった臨海部が生産空間として大きく変貌する契機であり、当時の工業地方分散という国策に則ったものであった。

第 6 章では、戦災復興計画における港湾の位置付けと港湾行政の高度化が明らかにされている。研究対象とした 14 都市では、戦災復興都市計画が立案され、その中で臨海部を新たに準工業地域に指定する都市が見られた。街路計画はおおよそ戦前の骨格を踏襲したものが多数を占めた。一方で、土地区画整理が大規模に行われ、戦前では実現し得なかった港湾都市としての理想形が、戦災復興計画で企図されていた。1950 年の港湾法成立に伴い、港湾一帯は新たに「臨港地区」制度下に置かれることになったが、同地区の指定は都市計画行政側に権限があったため、同制度が実際に運用されるのは、1960 年代に入ってからであった。

第 7 章では、結論として近代港湾都市形成の都市計画史に関する新たな知見がまとめられている。1920年代から1940年代の内務省直轄工事と都市計画は、各都市でのプランニングの面で一定の関連性を持ちながら進められ、特に臨海部の工業化という点で両者は合一点を見出した。戦後は、戦前との連続性の上に、より港湾都市としての発展を期した計画が立案された。しかし、1950年に港湾法の成立により港湾一帯の管理権限が運輸省に移管され、臨港地区制度が運用されていく過程で、次第に都市計画側の臨海部への関与が難しくなっていた。都市計画と港湾計画両者に通底した臨海部に対する計画思想や、都市計画としての総合的なビジョンを明確に見出すことは難しく、むしろ港湾一帯の法的な位置づけや土地利用規制が曖昧な状態が1968年の新都市計画法制定まで長く続いた。ただし、個別の各都市においては、制度上許容される範囲で、港湾を都市計画の中に位置づけようとする意図が見られた。

以上のように、本論文は、日本の地方港湾都市の都市形成に関して、内務省直轄の港湾工事と都市計画との関係という枠組みに、戦前一戦後の連続性の検証も加えることで、従来の個別都市の研究ではなしえなかった港湾都市の都市計画史に関する体系的な論述に成功している。そして、こうした歴史的経緯の解明は、港湾一帯、臨海部の遊休地の活用・再生という現代の都市計画課題の解決に貢献するものである。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。